

# 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（概要）

## 開催状況

### 【検討課題】

民事訴訟における損害賠償額も見据えた給付水準の大幅な引上げ  
(R5.6.6犯罪被害者等施策推進会議決定の1)

### 【議論の経過】

- ・令和5年8月から令和6年4月までの間に計10回開催
- ・関係省庁からの説明聴取、民法・民事訴訟の専門家からのヒアリング
- ・①現行制度の性格を前提とした早期の見直し事項
- ②現行制度にとらわれることなく、制度の性格を含めて議論すべき事柄に分けて議論を実施

## 構成員

- |       |                |
|-------|----------------|
| 太田 達也 | 慶應義塾大学法学部教授    |
| 假谷 実  | 犯罪被害者遺族        |
| 川崎 友巳 | 同志社大学法学部教授     |
| 島村 暁代 | 立教大学法学部教授      |
| ◎滝沢 誠 | 中央大学大学院法務研究科教授 |
| 正木 靖子 | 弁護士            |

(事務局) (オブザーバー省庁)  
警察庁 法務省、厚生労働省、国土交通省

※敬称略、五十音順、◎：座長

## 犯罪被害給付制度の見直しに関する提言

### 早期に解消すべき課題

- ① 若い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない
- ② 残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

### 提言

現行制度の性格を前提に、以下の3点を早期に実現すべき

- I. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ
- II. 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額
- III. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

提言に基づき、速やかに犯罪被害給付制度の見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるべき

## 残された課題

### 算定式の更なる見直しについて

- 犯罪被害の実態を踏まえて、他の公的給付等制度にとられない独自の算定をすべきではないか
- 財源、給付の性質等の観点から、公的給付制度間の均衡を崩してしまうことにならないか

### 「立替払」について

- 国が損害賠償額を立て替えて支払い、加害者に求償すべきではないか
- 加害者に一義的責任がある中で、立て替えとはいえ、国が損害賠償額を支払うことをどう根拠付けるのか

### 損害回復・経済的支援の在り方について

- 犯罪被害からの回復を考えるときには、民事上の損害を基本に考えるべきではないか
- 慰謝料の算定方法などを踏まえると、経済的支援を考える際に、民事上の損害をそのまま参照して良いのか
- 一般の社会保障制度も含めた制度全体の中での位置付けや、国、地方公共団体等による様々な支援施策を全体として考える必要

### 財源について

- 財政的支出を伴う制度である以上、財源の検討は必要不可欠
- 国民負担と給付水準に関する国の在り方の議論に関わる
- ※ 一般財源のほか、罰金の活用、有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課、保険料等の徴収等のアイデアも挙げられているが、いずれも課題がある。

### 過去に犯罪被害を受けた方について

- 寄り添い支援や、様々な支援制度を全体として活用していくべき

加害者の責任履行も含め、損害回復・経済的支援等への取組の在り方については、様々な視点から検討が必要

# 提言を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しの概要

## 見直しポイント① 各給付金の支給最低額の一律引上げ

### 現行制度の課題①

若い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない

### 見直し概要

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ  
同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げ

【遺族給付基礎額】	現行の最低額	3,200円	⇒	6,400円	に引上げ
【障害給付基礎額】	現行の最低額	3,600円	⇒	5,900円	に引上げ
【休業加算基礎額】	現行の最低額	2,200円	⇒	3,200円	に引上げ

## 見直しポイント② 遺族給付基礎額の算定における加算の新設

### 現行制度の課題②

残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

### 見直し概要

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算（4,200円）を新設

$$\text{遺族給付金} = \left( \text{通常の遺族給付基礎額}^{(*)} + 4,200\text{円} \right) \times \text{倍数}$$

(最低額が6,400円に引上げ) (新設する加算額)  
(見直しポイント①関係) (見直しポイント②関係)

(※) 犯罪被害者の収入を基礎に算定

⇒ これらの見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実現

# 遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

## モデルケース1 生計維持関係遺族がない場合

- 犯罪被害者 : 男性 (6歳、小学生)
- 遺族 : 父 (40歳)、母 (36歳)、妹 (3歳)
- 受給遺族 : 父母

### 現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (3,200円)}^{(\ast 1)} \times \text{倍数 (1,000倍)}^{(\ast 2)} = 320\text{万円}$$

※1 20歳未満の年齢層の最低額が適用

※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がない場合

### 改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (6,400円}^{(\ast 3)} + 4,200\text{円}^{(\ast 4)}) \times \text{倍数 (1,000倍)} = \underline{1,060\text{万円}}$$

※3 引上げ後の最低額が適用 (見直しポイント①)

※4 遺族給付金を受給する遺族が父母であることから加算 (見直しポイント②)

⇒ 制度上最低額となっていた若い子どもが亡くなった場合 (320万円) 等についても、1,000万円を超える支給が可能に

## モデルケース2 生計維持関係遺族がある場合

- 犯罪被害者 : 男性 (55歳、会社員、年収550万円)<sup>(※1)</sup>
- 遺族 : 妻 (52歳)、息子 (17歳)<sup>(※2)</sup>
- 受給遺族 : 妻 (配偶者)

※1 令和5年賃金構造基本統計調査上、男性の平均的な給与額 (きまって支給する現金給与額) が最も高額となる年齢層は55歳以上60歳未満であり、年収換算すると550万6,800円

※2 令和4年国民生活基礎調査上、平均世帯人員は2.25人

### 現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円)} \times \text{倍数 (2,010倍)}^{(\ast 3)} = 2,120\text{万}1,365\text{円}$$

※3 犯罪被害者に生計を維持されている遺族が2人の場合

### 改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円} + 4,200\text{円}^{(\ast 4)}) \times \text{倍数 (2,010倍)} = \underline{2,964\text{万}3,365\text{円}}$$

※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算 (見直しポイント②)

⇒ 見直しポイント②による加算の新設により、モデルケース1のような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇